

監査報告書

学校法人みどり学園

理事会・評議員会 御中

私立学校法第37条第3項及び学校法人みどり学園寄附行為第29条の規定により、令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の学校法人みどり学園の業務及び財産の状況、又理事の業務の執行状況について監査を行いました。

監査に当たっては、理事会及び評議委員会へ出席する他、理事長及び副理事長から学園の運営状況に関して、報告及び関係書類の提出を受け監査を実施しました。

監査の結果、学校法人みどり学園の業務若しくは財産の状況、また理事の業務執行状況について、不正行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないことを認めます。

令和7年5月31日

学校法人 みどり学園

監事

吉昭氏

監事

松本道夫